

宮代町議会訓令第1号

宮代町議会タブレット端末等の貸与及び運用規程を次のように定める。

令和8年8月18日

宮代町議会議長 川野武志

宮代町議会タブレット端末等の貸与及び運用規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、現在の情報化社会において、効率的で迅速な議会運営、議会審議、情報の共有、議会の活性化等、町民に開かれた議会の実現と更なる議会改革を推進するため、宮代町議会議長（以下「議長」という。）が貸与するタブレット端末の適正な運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) タブレット端末等 議長が宮代町議会議員（以下「議員」という。）又は議会事務局職員に貸与したタブレット端末等（付属品を含む。）をいう。
- (2) 会議等 本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、議会全員協議会等の会議及びその他議長が相当と認める議員活動等をいう。
- (3) ペーパーレス会議システム 主に会議の資料等のデータを閲覧するために使用するシステムをいう。
- (4) アプリケーション タブレット端末上で実行したい作業を実施する機能を直接的に有するソフトウェアをいう。
- (5) オペレーティングシステム タブレット端末を動かすための基本的なソフトウェアをいう。

(タブレット端末等の貸与)

第3条 議長は、議員及び議会事務局職員のうち議長が指定する者（以下「使用者」という。）が効率的かつ効果的に議員活動等（公務としての議員活動及び議会活動として町民に対する説明責任を果たすことができる活動をいう。以下同じ。）を行うためにタブレット端末等は無償で貸与するものとする。この場合において、使用者は、宮代町議会議場外においても、タブレット端末等を使用することができる。

- 2 前項の規定によりタブレット端末等の貸与を受けた使用者は、宮代町議会タブレット端末受領書（様式第1号）を議長に提出しなければならない。
- 3 使用者が当該身分を失ったときは、速やかに使用者固有のデータを消去し、タブレット端末等を議長に返却しなければならない。

(タブレット端末等の管理)

第4条 使用者は、議員活動等の範囲内に限り、タブレット端末等を使用するものとする。

- 2 使用者は、タブレット端末等の使用に際し、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。
- 3 使用者は、タブレット端末等の使用に当たっては、適切なパスワード管理等の認証設定を行い、第三者に不正利用されないようにしなければならない。この場合において、使用者がパスワードを変更したときは、宮代町議会タブレット端末パスワード変更届出書（様式第2号）を議長に提出しなければならない。
- 4 使用者は、タブレット端末等を紛失し、又は破損したときは、宮代町議会タブレット端末紛失・破損届出書（様式第3号）により、直ちに議長に届け出なければならない。この場合において、使用者は、自己の責めに帰すべき事由により紛失又は破損し、有償の措置が必要となったときは、修理等に要する費用の実費を負担しなければならない。

(使用上の禁止事項)

第5条 使用者は、タブレット端末等を使用するときは、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、議長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) タブレット端末等の改造、交換及び動作環境の変更
- (2) 議会活動等に必要のない情報の閲覧及び動画の視聴
- (3) 個人情報並びに議会及び町において公開されていない情報の開示
- (4) オペレーティングシステム、ペーパーレス会議システムその他議長が指定したアプリケーション等の削除、アップデート又はバージョンアップ
- (5) ウイルス感染のおそれのある外部端末との接続

(会議中における禁止事項)

第6条 使用者は、会議中においては、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 操作音、電子音又は振動音の鳴動
- (2) 通話、電子メールの送信
- (3) ソーシャルメディアへの投稿及びその編集作業
- (4) 議事運営に関係のない情報の閲覧又はソフトウェアの使用
- (5) 会議の録音又は写真若しくは動画の撮影
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その他議長が定める行為

(遵守事項)

第7条 使用者は、タブレット端末等の使用に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 議会の品位を重んじた良識ある使用を心がけ、議員活動等に関わりのない目的で使用しないこと。
- (2) 他人に貸与又は譲渡しないこと。
- (3) 情報の受信及び発信は、自己の責任において行い、個人情報並びに議会及び町において公開されていない情報を外部に漏らさないこと。
- (4) タブレット端末に個人情報を含む資料等を保存するときは、議会活動を行う上で必要最小限とすること。
- (5) データの正確性を保持し、データの紛失、毀損等の防止に努めること。
- (6) Wi-Fiを利用する際は、その安全性に十分配慮すること。
- (7) 情報の漏えい若しくはウイルス感染の発生又はそのおそれがあるときは、速やかに実情を把握するとともに、宮代町議会タブレット端末情報漏えい・ウイルス感染報告書(様式第4号)により直ちに議長に報告し、必要な措置を講じること。

(違反行為に対する措置)

第8条 議長又は会議の長は、第5条及び第6条に掲げる行為をし、又はしようとする者に対し、口頭で注意するものとする。

2 議長又は会議の長は、前項の規定による注意(同一の行為に限る。)を再度行っても違反が改められないときは、当該使用者へのタブレット端末等の貸与を取消し、又はその使用を制限することができる。ただし、会議に使用する場合に限り、当該使用者に対し、返却されたタブレット端末等を一時的に貸与することができる。

3 前項に規定する措置については、当該会期内を期限とする。

(各種通知および連絡等)

第9条 議員及び議会事務局間の各種通知、連絡等は、タブレット端末を用いて行うことができる。

(セキュリティ対策)

第10条 使用者は、町議会及び町の情報セキュリティ基本方針に則ってセキュリティ対策を講じなければならない。

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

宮代町議会議長 あて

使用者_____

宮代町議会タブレット端末受領書

宮代町議会タブレット端末等の貸与及び運用規程第3条第2項の規定により、下記のとおりタブレット端末の貸与を受けましたので、提出します。

記

端 末 の 管 理 番 号	
端 末 の 機 種	
端末のシリアルナンバー	
端 末 の I D	
端 末 の 受 領 日	年 月 日

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

宮代町議会議長 あて

使用者 _____

宮代町議会タブレット端末パスワード変更届出書

宮代町議会タブレット端末等の貸与及び運用規程第4条第3項の規定により、下記のとおりパスワードを変更したので届け出ます。

記

端 末 の I D	
変 更 前 の パ ス ワード	
変 更 後 の パ ス ワード	

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

宮代町議会議長 あて

使用者_____

宮代町議会タブレット端末紛失・破損届出書

下記のとおり、タブレット端末を（ 紛失 ・ 破損 ）しましたので、宮代町議会タブレット端末等の貸与及び運用規程第4条第4項の規定により届け出ます。

記

端 末 の 管 理 番 号	
端末のシリアルナンバー	
紛失・破損した日時	年 月 日 時頃
紛失の場所又は 破損の状況	
発 生 の 経 緯	
再 発 防 止 策	

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

宮代町議会議長 あて

使用者_____

宮代町議会タブレット端末情報漏えい・ウイルス感染報告書

下記のとおり、タブレット端末により情報漏えい若しくはウイルス感染が発生し、又はそのおそれがあるため、宮代町議会タブレット端末等の貸与及び運用規程第7条第7号の規定により報告します。

記

端 末 の 管 理 番 号	
端末のシリアルナンバー	
発 生 し た 日 時	年 月 日 時頃
発 生 し た 内 容	
講 じ た 措 置	
考 え ら れ る 要 因	
再 発 防 止 策	